

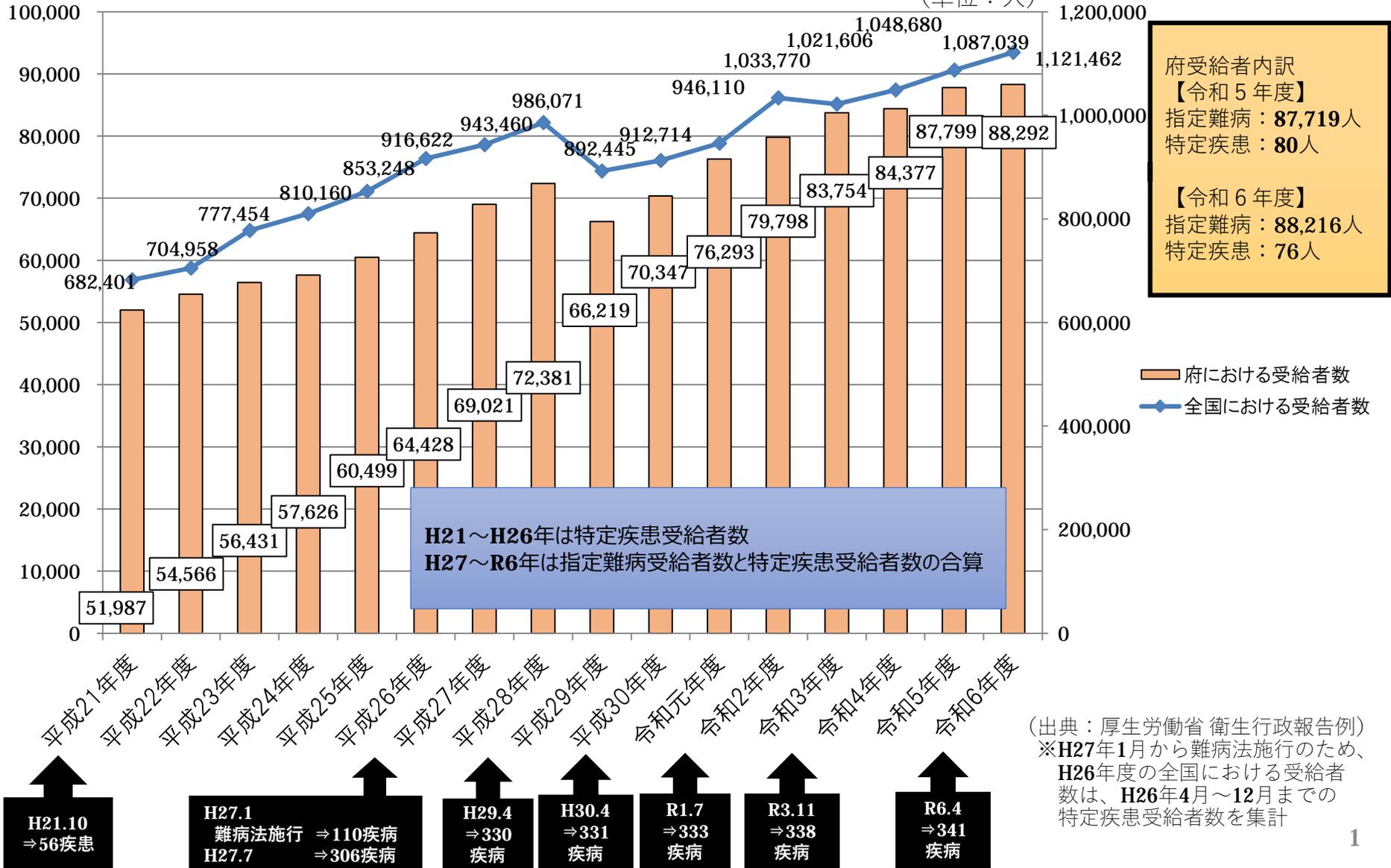
## 議題1 大阪府難病医療体制の取組について

# 難病の医療費助成受給者数 (各年度末時点)

府受給者数

全国受給者数 (延)

(単位：人)

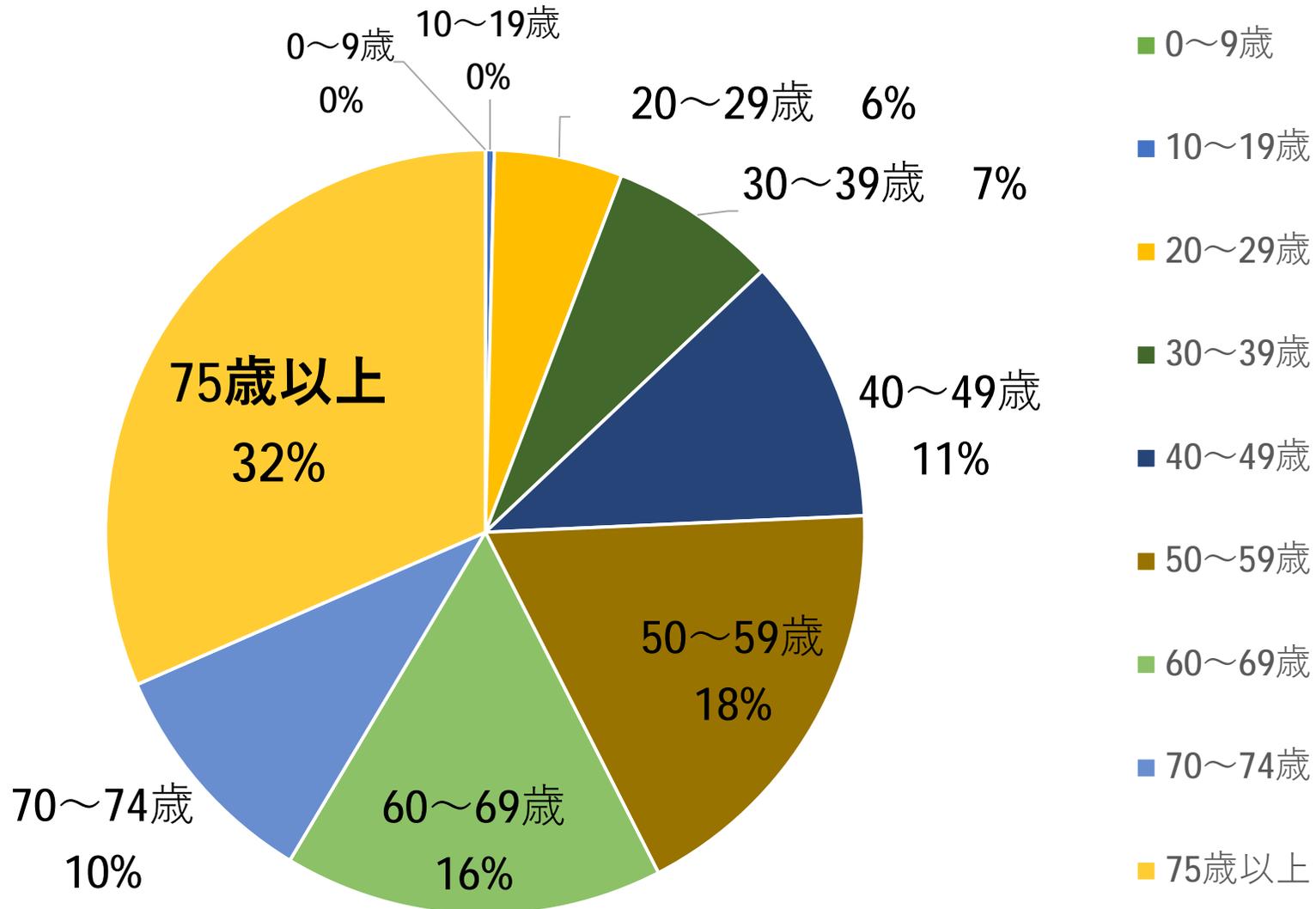


(出典：厚生労働省 衛生行政報告例)  
 ※H27年1月から難病法施行のため、  
 H26年度の全国における受給者  
 数は、H26年4月～12月までの  
 特定疾患受給者数を集計

# 年齢別特定医療費(指定難病)助成受給者割合(令和6年度末)

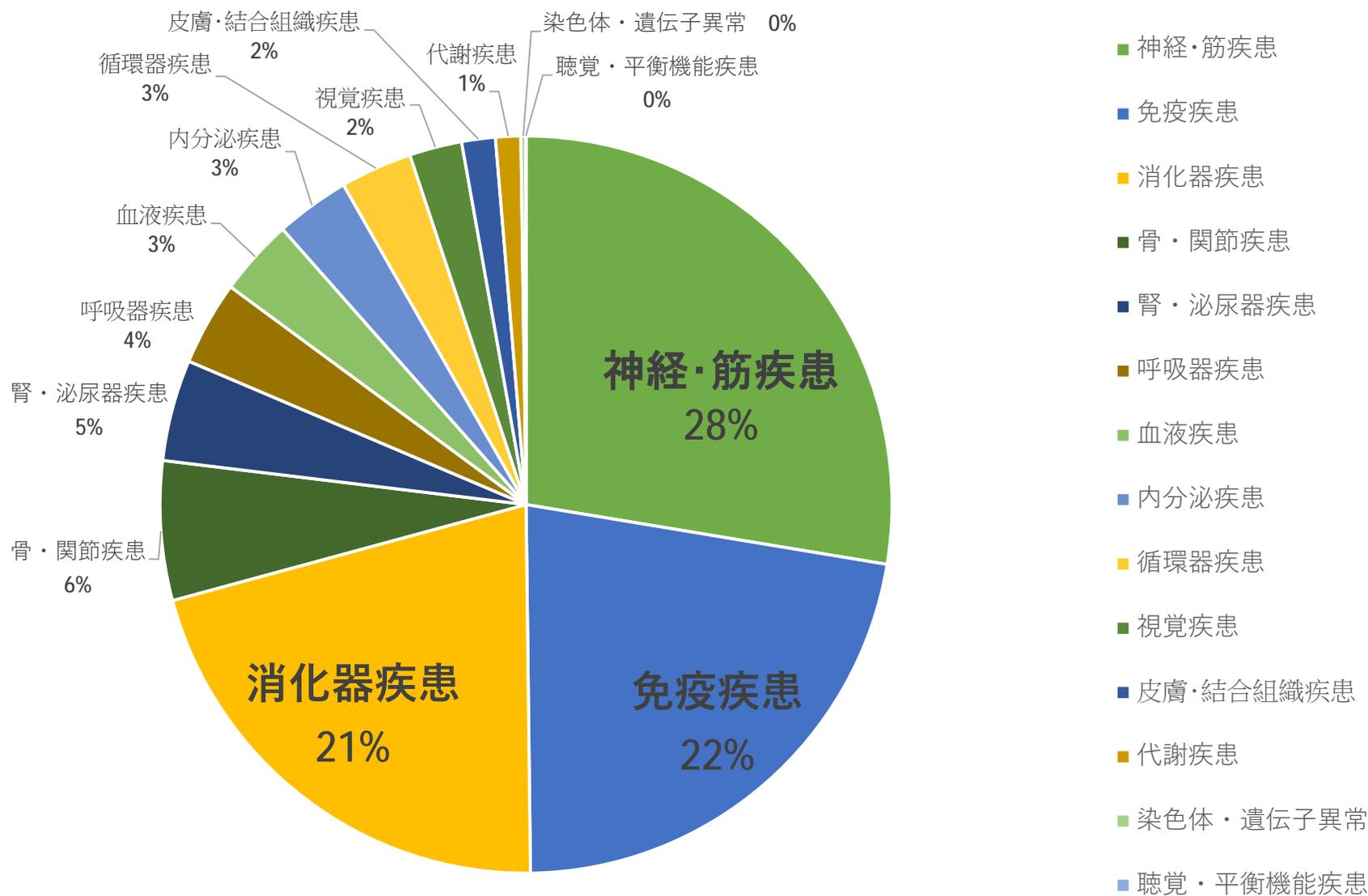
n=88,216

60歳以上が**全体の58%**



# 疾患群別特定医療費(指定難病)助成受給者割合

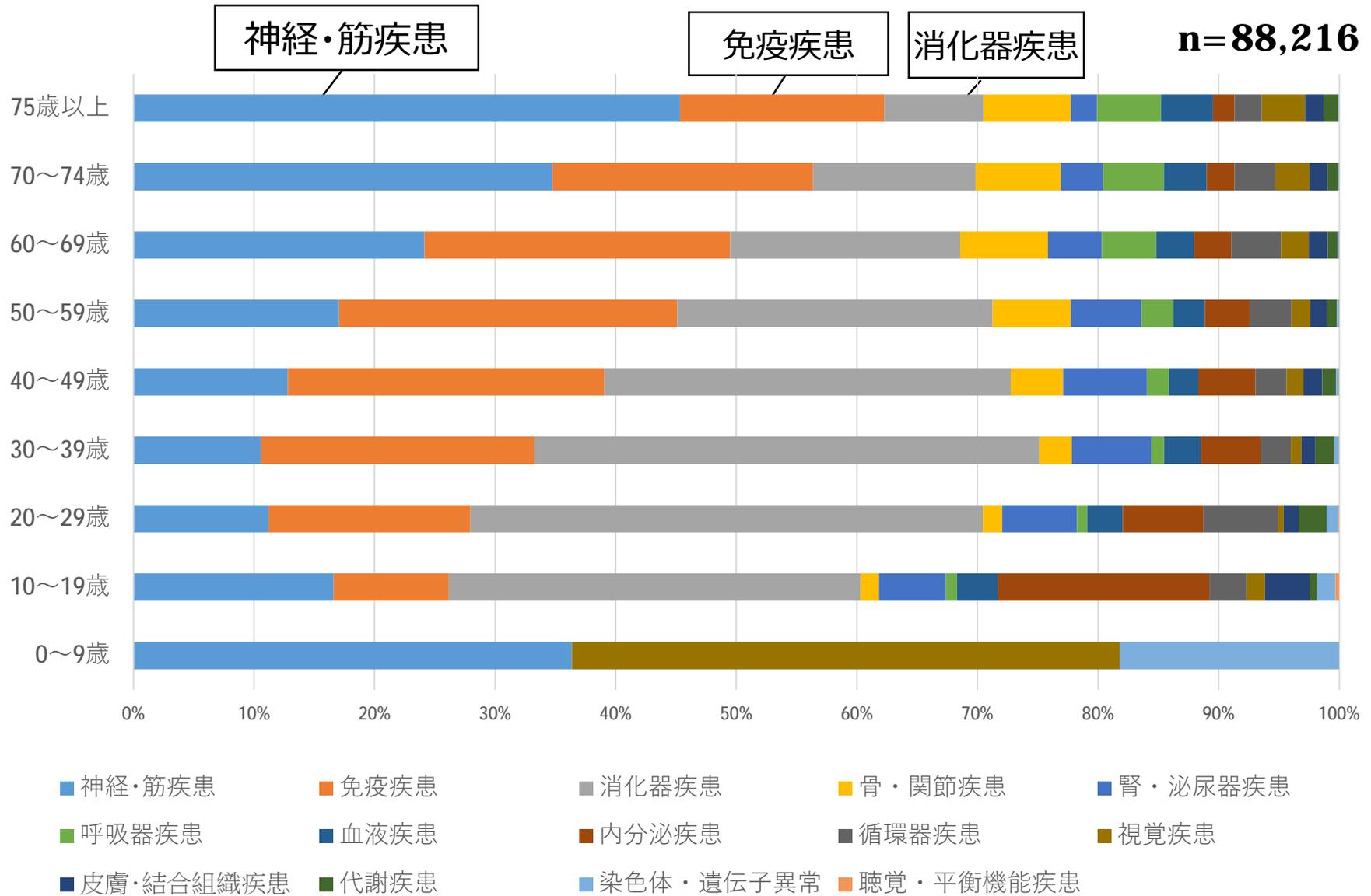
n=88,216 (令和6年度末)



# 年齢別・疾患群別 特定医療費(指定難病)助成受給者割合

(令和6年度末)

n = 88,216



# 国の難病対策及び大阪府における難病対策事業の経緯

## ●H10年4月施行 R6.3改正 難病特別対策推進事業実施要綱

難病患者の医療提供体制の確保を行うとともに、在宅療養支援、難病指定医等の研修及び指定難病審査会の運営等を実施

- ・ 難病医療提供体制整備事業
- ・ 在宅難病患者一時入院等事業
- ・ 難病患者地域支援対策推進事業（保健所を中心として、支援計画策定等在宅療養支援を実施）  
※「難病対策地域協議会の設置」を位置づけ
- ・ 神経難病患者在宅医療支援事業
- ・ 難病指定医等研修事業
- ・ 指定難病審査会事業

## ●H25年4月 障害者総合支援法改正（障害者に難病患者を追加）

## ●H27年1月 「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）施行

【目的】 難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の向上

## ●H27年9月 難病対策基本方針(告示) R6.4 一部改正

- (1) 基本方針の策定
- (2) 難病の医療に関する調査及び研究の推進
- (3) 難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成制度の成立
- (4) 療養生活環境整備事業の実施
- (5) 雑則：都道府県、保健所設置市は、単独または共同で、地域協議会を設置できる

## ●H28年10月 難病の医療提供体制の在り方について（報告書）

## ●H30年3月改正

難病特別対策推進事業実施要綱（難病医療提供体制整備事業）

療養生活環境整備事業実施要綱

- ・ 難病相談支援センター事業 ⇒ 「大阪難病相談支援センター」の運営をNPO法人難病連に委託
- ・ 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業（福祉部及び指定都市において実施）
- ・ 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

## ●H30年4月 都道府県において、難病診療連携拠点病院を中心とした、新たな難病医療提供体制推進

## ●R4年12月 難病法・児童福祉法一部改正成立

- ・ 難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行うものの連携を推進（令和5年10月施行）
- ・ 難病対策地域協議会と小児慢性特定疾病対策地域協議会の連携（令和5年10月施行）

# 難病の医療提供体制構築のこれまでの経緯について

	H27.1	難病法の施行	<p>第四条 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>二 難病の患者に対する医療を提供する体制の確保に関する事項</p>
平成27年度	H27.9	難病対策基本方針(告示)	<p><b>3.難病の患者に対する医療を提供する体制の確保に関する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○できる限り早期に正しい診断ができる体制を構築</li> <li>○診断後はより身近な医療機関で適切な医療を受けることのできる体制を確保</li> <li>○難病の診断及び治療には、多くの医療機関や診療科等が関係することを踏まえそれぞれの連携を強化</li> </ul>
平成28年度	H28.10	難病の医療提供体制の在り方について(報告書)	<p>【目指すべき方向性】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.できる限り早期に正しい診断ができる体制</li> <li>2.診断後はより身近な医療機関で適切な医療を受けることのできる体制</li> <li>3.小児慢性特定疾病児童等の移行期医療にあたって、小児科と成人診療科が連携する体制</li> <li>4.遺伝子診断等の特殊な検査について、倫理的な観点も踏まえつつ幅広く実施できる体制</li> <li>5.地域で安心して療養しながら暮らしを続けていくことができるよう、治療と就労の両立を支援する体制</li> </ol>
平成29年度	H29.4	難病の医療提供体制の構築に係る手引き(通知)	<p>都道府県において、地域の実情を踏まえた新たな難病医療提供体制の検討</p> <p>※ 既存の難病医療連絡協議会等を活用して検討・調整を行う</p>
	H29.10	都道府県における小児慢性特定疾病の患者に対する移行期医療支援体制の構築に係るガイド(通知)	
平成30年度	H30.4~	国において、難病医療支援ネットワークの整備・推進	<p>都道府県において、難病診療連携拠点病院を中心とした、新たな難病医療提供体制を推進</p>

## 大阪府難病診療連携拠点病院・分野別拠点病院・協力病院の主な役割について

### 難病の医療提供体制の在り方について（平成28年10月 国報告書）

#### 【目指すべき方向性】

1. できる限り早期に正しい診断ができる体制
2. 診断後はより身近な医療機関で適切な医療を受けることができる体制
3. 小児慢性特定疾病児童等の移行期医療にあたって、小児科と成人診療科が連携する体制
4. 遺伝子診断等の特殊な検査について、倫理的な観点も踏まえつつ幅広く実施できる体制
5. 地域で安心して療養しながら暮らしを続けていくことができるよう、治療と就労の両立を支援する体制

#### **大阪府難病診療連携拠点病院（令和6年4月1日現在 14病院指定）**

- 【主な役割】
- (1) 難病の診断を正しく行う医療の提供
  - (2) 遺伝学的検査及び遺伝カウンセリングの実施、または適宜、他院への紹介等
  - (3) 府民に対する情報提供
  - (4) 人材育成
  - (5) 府が行う難病対策の推進に係る支援

#### **大阪府難病診療分野別拠点病院（令和6年4月1日 3病院指定）**

- 【主な役割】
- (1) 当該専門分野の難病の初診から診断に至るまでの期間をできるだけ短縮するように必要な医療を提供すること
  - (2) 難病の患者やその家族の意向を踏まえ、身近な医療機関で治療を継続できるように支援すること

#### **大阪府難病医療協力病院（随時公募中）（令和7年11月末現在 13病院指定）**

- 【主な役割】
- (1) 「大阪府難病診療連携拠点病院」、「大阪府難病診療分野別拠点病院」と連携し、患者の受入れや治療実施
  - (2) 地域の病院や診療所及び保健所等の関係機関からの、難病患者に関する相談や、必要に応じて患者の受入れ
  - (3) 地域において難病の患者を受け入れている福祉施設等からの要請に応じて、医学的な指導・助言を行うとともに、患者の受入れ
  - (4) 保健所等の関係機関が開催する難病に関する会議や研修等への協力・参加

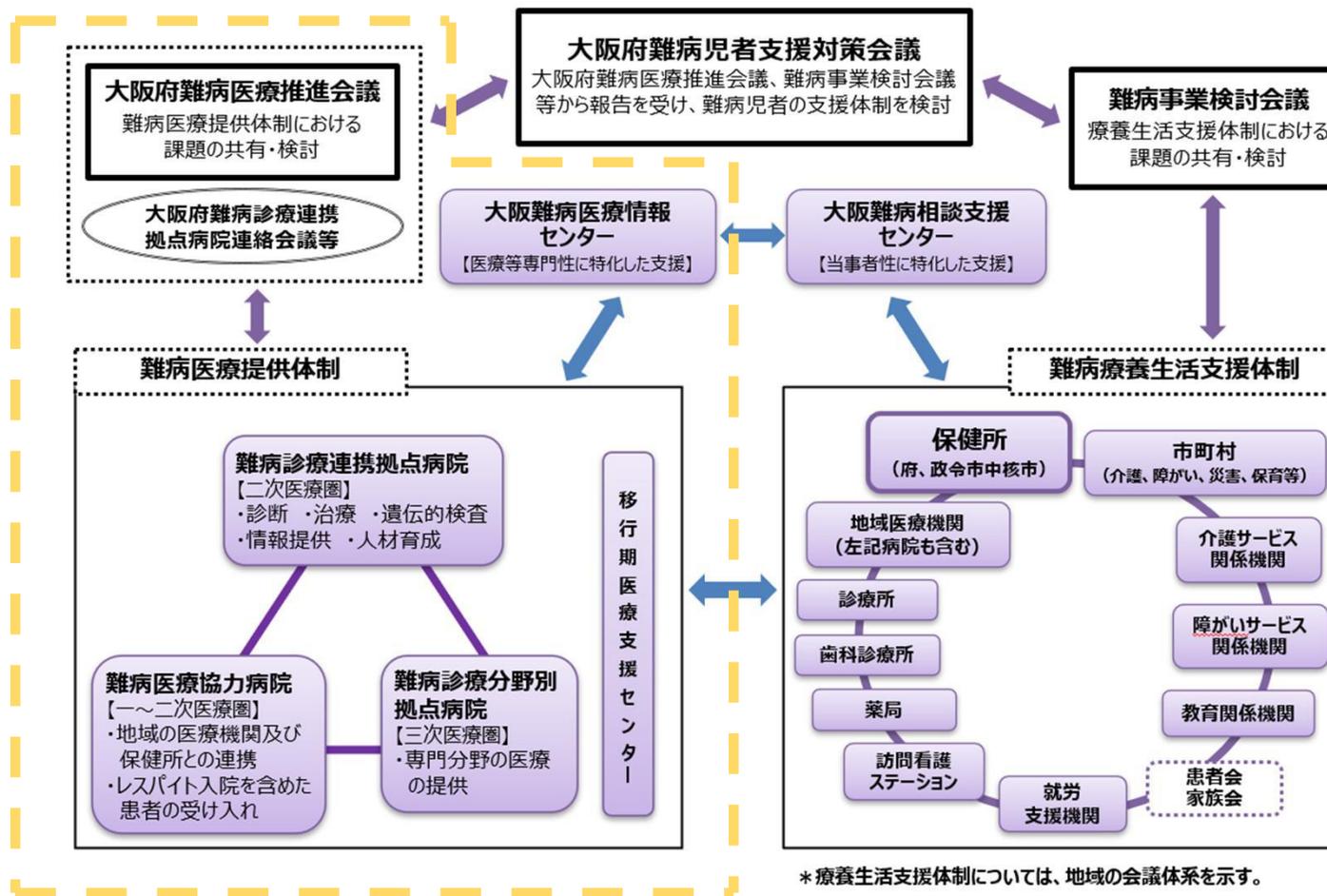
# 大阪府難病診療連携拠点病院・分野別拠点病院・協力病院一覧（圏域別）

令和7年11月末時点

		難病診療連携拠点病院	難病医療協力病院
一～二次 医療圏	豊能医療圏	・大阪大学医学部附属病院*	・市立吹田市民病院 ・市立池田病院
	三島医療圏	・大阪医科薬科大学病院	・藍野病院
	北河内医療圏	・関西医科大学附属病院	・暇生会脳神経外科病院 ・関西医科大学総合医療センター
	中河内医療圏	・市立東大阪医療センター	
	南河内医療圏	・大阪南医療センター	・PL病院 ・大阪府済生会富田林病院
	堺市医療圏	・堺市立総合医療センター ・近畿大学病院	
	泉州医療圏	・市立岸和田市民病院 ・和泉市立総合医療センター	・市立貝塚病院 ・岸和田徳洲会病院
	大阪市医療圏	・医学研究所北野病院 ・大阪急性期・総合医療センター ・大阪公立大学医学部附属病院* ・大阪赤十字病院 ・大阪市立総合医療センター	・大手前病院 ・医誠会国際総合病院 ・大阪警察病院 ・多根総合病院
		難病診療分野別拠点病院	
三次医療圏		・大阪刀根山医療センター ・国立循環器病研究センター* ・大阪母子医療センター*	

\* IRUD拠点病院

# 大阪府における難病対策等の推進体制の体系図



## 令和7年度 大阪府の医療提供体制に関する取組

- 1) 難病診療連携拠点病院・難病医療協力病院指定
- 2) 難病診療連携拠点病院・分野別拠点病院連絡会議、難病医療協力病院連絡会議 開催
- 3) 発災時の在宅難病患者に対する支援体制構築事業(令和6年度～ 実践研修・講義研修)
- 4) 災害時の難病患者医療支援体制について検討

## 大阪府難病診療連携拠点病院・分野別拠点病院の取組(アンケート結果等から)

- アンケート実施時期 令和7年10月
- 実施対象 17病院

### ▪ アンケート結果と会議（10/30）の取組報告から

【人材育成】 院内の医療従事者や院外・地域の保健医療関係者等を対象とした研修 実施 11病院

難病ケース症例検討会、勉強会のほか、診療の内容や最新情報の動画配信等院内の医療従事者向けに研修を行っていた。

【地域ネットワークづくり】 保健所、医療機関・地域関係機関と連携した取組 実施 12病院

難病に関する多職種研修会、難病患者支援研修会、事例検討、困難症例支援、難病支援会議、難病医療ネットワーク会議などを関係機関と連携して行っていた。

【災害に備えた取組】 院内全体の大規模災害訓練、防災訓練、消防訓練、火災総合訓練等の実施のほか災害拠点病院としてBCPや院内災害マニュアルを整備し、それに沿って訓練等実施するところもあった。ほか、非常電力供給コンセントの設置や患者への情報提供や指導、それに伴う患者指導マニュアルの作成・更新を行っていた。

【院内の難病に関する委員会や部署（窓口）の設置と活動内容】 設置病院数 13病院（1病院増加）

難病に関する相談支援、入院患者の在宅医療への支援、就労支援など個別の支援のほか、難病患者の診療や支援に関する内容の検討や相談内容に沿って各部署と連携を行っていた。

府民への情報提供や人材育成等積極的に取組が行われている。難病に関する委員会や部署（窓口）を中心に、患者支援、就労支援、情報発信、研修会開催など取組が進められている。

## 大阪府難病医療協力病院の取組(アンケート結果等から)

・アンケート実施時期 令和7年10月

・実施対象 12病院

・アンケート結果と会議(10/31)の取組報告から

【地域及び保健所との連携】 実施 8病院

紹介患者の受け入れと病院で対応困難な場合の紹介や難病診療連携拠点病院や保健所と共に圏域のネットワーク会議事務局に参加し、企画運営に関与していた。また、移行期医療の啓蒙活動に参画する等行っていた。

【災害に備えた取組】

災害時に備えた事前入院の取組、電源の確保の取組として非常用電源の貸し出し体制、災害時、長時間停電した時、可能な範囲で医療機器の充電に協力や停電時の電源供給マニュアルの整備を行っていた。

【難病に関する委員会や部署(窓口)の設置と活動】 設置病院数 6病院(2病院増加)

難病と診断された患者に対して、指定難病医療費助成の申請や状態に応じて身体障害者手帳の申請の案内のほか、各科での難病患者・難病医療への取組・災害対策についての情報共有やシンポジウム・セミナーを実施していた。

患者の紹介や受け入れだけでなく、レスパイト入院や事前の避難入院のほか、地域や保健所と連携し就労に関する取組や非常時の電源確保等災害の取組が共通してみられた。難病に関する委員会や部署(窓口)の取組が進んできている。

平時において在宅療養中の難病患者の受入を行い、経験を蓄積することにより、発災時等の緊急時においても避難(的)入院への対応が可能な人材の育成、体制の構築を図る。

発災等による在宅療養継続困難

患者自宅



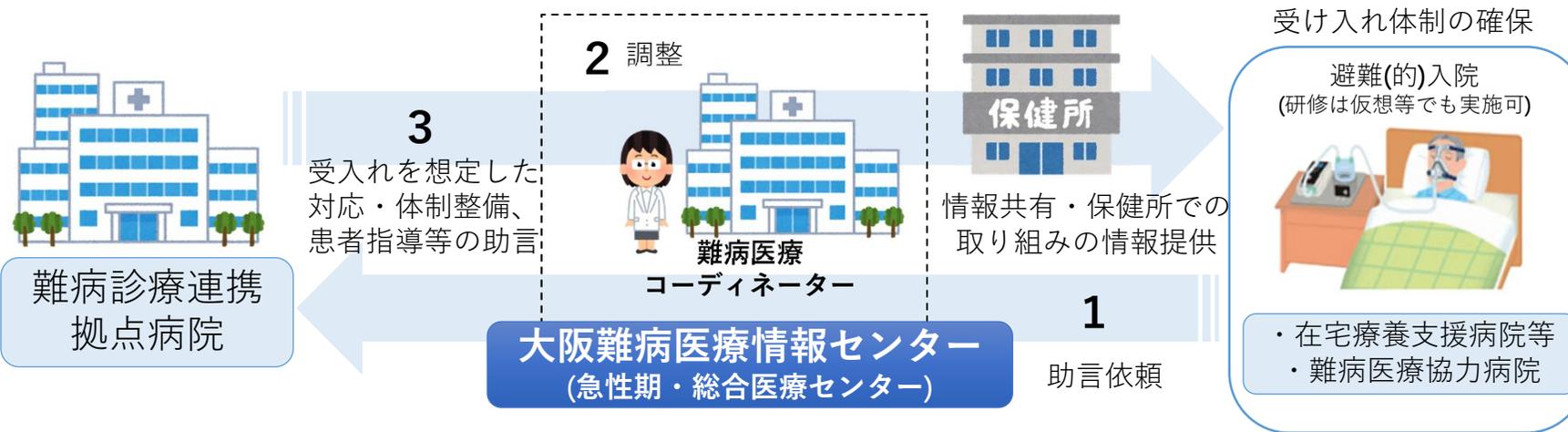
発災等の緊急時の受入促進を図る

緊急時受け入れ体制



目指す体制

本事業の流れ



発災時の在宅難病患者に対する支援体制構築事業（R6年度～）  
「講義(双方向型)研修」イメージ

R7年度予算  
7,200千円

拠点病院が、難病医療協力病院、在宅療養支援病院等、発災時の人工呼吸器使用難病患者の受入候補となる病院等に研修を実施。患者受入にあたっての課題を抽出、整理、共有する。

研修実施を通じた、  
役割や課題の整理・共有

受入医療機関の確保・  
人材の育成



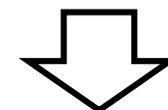
**発災時に人工呼吸器使用難病  
患者を支援する体制の構築**

難病診療  
連携拠点病院

研修を通じた発災時の受入体制の確保

難病医療  
協力病院

在宅療養  
支援病院等



医療機関以外の関係機関への共有

訪問看護  
ステーション

在宅療養  
支援診療所

介護サービス  
関係機関

市町村  
防災担当

# 令和6年度災害時の難病患者医療支援に関する検討の実施について

保健所では、難病患者に対し平時より避難に関する自助共助の働きかけをすすめているが、発災時にやむを得ず医療的支援が必要となる場合もある。近年、気象災害による被害の拡大・頻発化を踏まえて、在宅人工呼吸器装着難病患者に対する災害時の医療的支援の強化について検討を行った。

## 【委員会による検討】

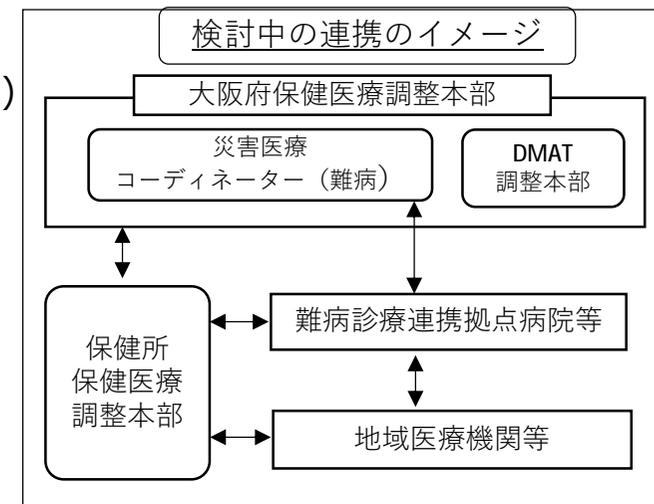
難病診療連携拠点病院・分野別拠点病院連絡会議、難病医療協力病院連絡会議を開催し、災害時難病患者医療支援検討委員会 開催（1回目9月4日、2回目11月18日）

委員会のメンバー：拠点・協力病院の医師、看護師、MSWなど13名

設置目的：大規模災害時の難病患者への難病医療ネットワークによる医療提供体制・医療支援について検討する

主な論点：

- ・保健医療調整本部における難病担当（災害医療コーディネーター（難病））の活動体制の整備について
  - ・保健医療調整本部と難病診療連携拠点病院等との連携体制について
  - ・難病診療連携拠点病院等と地域の医療機関等との医療連携について
- 引き続き、拠点・協力病院責任者・事業担当者会議で検討を進める（必要に応じて関係機関等の意見も踏まえる）



# 令和6年度災害時難病患者医療支援検討委員会報告に対する府の対応（案）

## 委員会からの提案（報告）概要

○難病医療ネットワークを活用した地域から本部までの連携体制の構築	・ 発災時、人工呼吸器等を使用する難病患者の入院等に適正に対応するには、難病医療ネットワークを構築して対応する必要あり
○拠点病院へ災害医療Co等の設置	・ 発災時に本部の災害医療Coが圏域間の調整を確実にを行うためには、各圏域を調整するため拠点病院等へ災害医療Co等の設置が必要
○地域の医療機関等の参画	・ 最寄りの医療機関等も参画することで、支援の網から漏れる方を防ぐ ・ 日頃、患者を診ている在宅医等から患者情報を拠点病院等へ集約

## 提案に対する府の方針（案）

### <基本的対応方針>

#### ➤ 府の危機管理体制は、現行体制を基本

- ・ 保健所は、災害時を踏まえソフト・ハード面の両面から体制整備を進めており、自力で情報収集を行う
- ・ 発災時には、協力いただける医療機関の負担軽減や混乱回避に努め、患者が不安とならない対応が必要

#### ➤ 大阪府保健医療調整本部における災害医療Co（難病）を増員

- ・ 災害への支援が長期となれば、本部の災害医療Co（難病）の負担が大きくなるため、本部における災害医療Coの増員は必要

#### ➤ 発災時の連絡網の整備及び地域連携の強化

- ・ 災害医療Co（難病）及び拠点病院・協力病院等の発災時用連絡網を整備する
- ・ 拠点病院等の地域医療機関への研修実施（基金事業等想定）を通じ、地域の医療機関との連携深化を図っていく

### <その他（今後の検討）>

- ・ 発災時を想定し、拠点病院等に難病に限定したCo等を設置する（府がCoを委嘱する）ことは困難
- ・ 一方、地域状況を踏まえ難病に関して助言や調整等を行う「地域災害医療Co（難病）」がいれば、円滑な対応等が期待され、保健所と拠点病院等の連携強化へも寄与する可能性があると考えられるのでないか

#### ▶「保健所保健医療調整本部に地域災害医療Co（難病）を設置すること」について、保健所やCo派遣元病院（拠点病院を想定）の意見を聴取の上検討

# 大阪難病医療情報センターについて

## 設置目的

難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保とこれに伴う難病医療ネットワークの整備を図る。

## センターの概要

- ◆設置年度：平成5年
- ◆運営形態：業務委託（大阪急性期・総合医療センター）
- ◆設置場所：大阪急性期総合医療センター3F
- ◆従事者：センター長：坂口 学（脳神経内科主任部長）  
兼任医師：1名  
難病医療Co※：2名（看護師）、事務職員：1名
- ◆業務時間：月～金曜日 9時～17時
- ◆年間委託費 16,237千円  
（R7年度予算額：国庫1/2 一財1/2）

## 業務内容

### I 難病医療に関する相談業務

- ア. 一般相談
- ①受付時間：週3日（月・水・金） 10時～16時
  - ②対応：難病医療Co（原則）
- イ. 遺伝相談
- ①受付時間：毎月第3火曜日 14時～  
（予約制、医療機関からの依頼のみ対応）
  - ②対応：認定遺伝カウンセラー、難病医療Co  
（必要に応じて医師が対応）

### II 難病患者支援業務

- ア. コミュニケーション機器、医療機器の貸し出しや調整
- ①コミュニケーション機器：伝の心、レッツチャット他
  - ②医療機器：低圧持続吸引器、パルスオキシメーター他  
⇒緊急対応時、購入前の検討用等に活用
- イ. 就労支援（働き方相談）
- ①内容：症状の治療の特性を踏まえた就労支援と継続雇用支援
  - ②対応：難病患者就職サポーター（ハローワーク）、難病医療Co
  - ③実施時期：毎月第1、3金曜日（就職サポーターは第3金曜日のみ）
- ウ. 希少難病患者への支援
- エ. 在宅難病患者一時入院事業における調整

### III 難病医療提供体制整備事業

- ア. 難病患者の療養環境の整備に関する調整や助言
- イ. 国の難病医療支援ネットワークとの調整
- ウ. 医療従事者や患者に関わる者への研修・検討会議等の実施
- エ. 難病医療の専門的立場から「大阪府難病医療推進会議」、  
「大阪府難病診療連携拠点病院連絡会議」への助言・支援

### IV 難病に関する普及・啓発

- ア. 専門書等の貸出しと資料提供  
医療専門書、雑誌、DVDの貸出し、各種報告書等の提供
- イ. ホームページによる情報発信

### V 難病患者地域支援対策推進事業への協力・支援

- ・「大阪府難病児者支援対策会議」への参画
- ・保健所が実施する患者への同行訪問事業への支援
- ・保健所が実施するネットワーク推進のための連携会議等への助言及び協力
- ・難病保健活動に係る研修及び会議等への助言及び協力

## 令和7年度 拠点病院等の連携による取組について

難病診療連携拠点病院である大阪急性期・総合医療センター（大阪難病医療情報センター）が事務局となり、各拠点病院間で連携した取組を実施

### 1) 会議：情報共有・意見交換と連携強化

- ① 難病診療連携拠点病院・分野別拠点病院連絡会議（10月30日）
- ② 難病医療協力病院連絡会議（10月31日）

### 2) 情報提供

- ・ホームページ「大阪難病医療ネットワーク」の更新（最新情報）及び周知の推進：各拠点病院の疾患別診療情報

### 3) 希少難病患者の支援

- ① ライソゾーム病患者の点滴による在宅酵素補充療法（在宅ERT\*1）への支援（R4年度～）
- ② IRUD\*2で解析診断された難病患者への支援（R4年度～）
- ③ 希少難病患者への支援（R5年度～）：希少難病相談会の開催（12月12日）

### 4) 就労支援

- ・就労相談実施医療機関（6医療機関）：治療との両立に向けた支援
- ・就労支援の事例検討会：第1回 9月11日 第2回 令和8年1月27日

### 5) 研修会

- ・ネットワーク研修会 テーマ：ゲノム医療と治療（予定）

\*1 酵素補充療法（ERT：Enzyme replacement therapy）

\*2 未診断疾患イニシアチブ（IRUD：Initiative on Rare and Undiagnosed Disease）

# 大阪難病医療ネットワーク ホームページの診療情報について

大阪難病医療ネットワーク

文字サイズ

小

大

お問い合わせ

新たな難病医療提供体制

難病診療連携拠点病院の紹介

分野別拠点病院と  
協力病院の紹介

リンク集



## 大阪難病医療ネットワーク

新たな難病医療提供体制

難病診療連携拠点病院の紹介

分野別拠点病院と  
協力病院の紹介

リンク集

### 拠点病院の診療情報

拠点病院における指定難病の診療状況を紹介します。

「疾患群」や「五十音順」で検索した病名をクリックすると、拠点病院の診療状況が、「積極的に診療」、「診療は可能」、「診療は可能だが消極的」で表示されます。

「病院から探す」では、拠点病院ごとに指定難病の診療状況が一覧で表示されます。

なお、この診療情報は令和5年4月に提供されたもので、今日の診療状況と異なる場合があります。

疾患群から探す

難病名から探す (五十音順)

病院から探す

### 事業案内

拠点病院の診療情報

希少難病・遺伝性難病

難病就労相談

講演会・研修会

地域の取り組み

患者会等の情報

### 疾患群

神経・筋疾患

代謝疾患

皮膚・結合組織疾患



## ホームページの診療情報掲載例（難病名別の医療機関の診療情報）

2	筋萎縮性側索硬化症	きんいしゆくせいそくさくこうかしょう
---	-----------	--------------------

医学研究所北野病院	
脳神経内科	積極的に診療

大阪医科薬科大学病院	
脳神経内科	積極的に診療
リハビリテーション科	診療は可能

大阪急性期・総合医療センター	
脳神経内科	積極的に診療

大阪公立大学医学部附属病院	
脳神経内科	積極的に診療

大阪赤十字病院	
脳神経内科	積極的に診療
小児科	診療は可能

大阪大学医学部附属病院	
神経内科・脳卒中科	診療は可能

大阪南医療センター	
脳神経内科	積極的に診療

関西医科大学附属病院	
脳神経内科	積極的に診療
リハビリテーション科	診療は可能

近畿大学病院	
脳神経内科	積極的に診療

堺市立総合医療センター	
脳神経内科	積極的に診療
呼吸器内科	診療は可能だが消極的

市立東大阪医療センター	
脳神経内科	積極的に診療

# 希少難病患者の支援

## ①ライソゾーム病患者の点滴による在宅酵素補充療法への支援（R4年度～）

### 支援依頼の内容

- ・電話相談や大学病院小児科医より、酵素補充療法（ERT）を地域の医療機関や在宅で受けることを希望する患者の調整

### 支援内容

- ・保健師と連携し、地域の医療機関の情報収集とERTへの理解を求めながら、電話や訪問で関係各所と面談をし問題点を抽出し、実施可能な医療機関の選定と実施に向けての調整を行う

## ②IRUD（未診断疾患イニシアチブ）で解析診断された難病患者への支援（R4年度～）

### 支援依頼の内容

- ・専門医療機関より、生活支援についての依頼

### 支援内容

- ・保健師と連携し、地域の医療機関や療養生活支援のための社会資源について情報提供
- ・継続支援

## ③希少難病相談会（R5年度～）

**目的** 希少難病患者の受療・療養生活上の課題を把握し継続的支援を行う

### 相談内容

- ・他の専門医から治療法など話を聞きたい、遺伝について他の家族への伝え方、今後の療養生活の過ごし方など

### 相談会後

- ・相談担当者、保健師、事務局と事例検討をする
- ・地域の保健師との連携、支援依頼

# 大阪府難病医療推進会議について

【開催日時】 令和7年12月1日（木）14時～16時

【委員】 大阪府難病診療連携拠点病院代表（2箇所）、大阪府移行期医療支援センター  
大阪府歯科医師会、大阪府薬剤師会、大阪府看護協会、大阪府訪問看護ステーション協会、

【オブザーバー】 大阪府移行期医療支援センター、大阪難病医療情報センター、保健所長会代表、  
政令中核市保健所

## 委員からの主な意見

### 【難病の取組】

- 災害医療コーディネーター（難病）について  
難病診療連携拠点病院は、災害時DMAT本部としてコーディネーターの役割を担っている病院がほとんどなので、コーディネーターを派遣することは現実的には難しいだろう
- 災害医療コーディネーター同士の連携体制も必要
- コーディネーターがどれだけたくさんの資源を動かせるかということが非常に重要な役割
- 各保健所への地域災害医療コーディネーター（難病）の設置については、色々な災害について強い職種がいるので、どういう職種がよいか議論してもよいのではないかと

### 【移行期医療の取組】

- 小児科側から本人を含めた家族に対しての教育・啓発、これが自律自立支援で、そのあたりの啓発強化については保健所が取組を行っている
- 病気を持ったまま大人になるということの教育が必要

## 議題2 移行期医療支援体制整備事業 大阪府移行期医療支援センターの取組について

大阪府 健康医療部 保健医療室  
地域保健課 母子グループ

# 大阪府移行期医療支援センター

## 事業目的

「大阪府移行期医療支援センター」を拠点に、小児期医療と成人期医療の架け橋となる移行期医療体制の整備や患者の自律自立支援などを総合的に実施し、府内の移行期医療支援体制の整備を図る。

## センター設置にかかる経過

### 【背景】

- 医療の進歩により小児期発症慢性疾患患者の多くが成人期を迎えられるようになり、成人期に達する患者数が増加
- それに伴い、原疾患や後遺症・合併症などに対する継続的治療が必要でありながら、成人期特有の病態変化が出現するなど、必要とする医療が変化

### 【課題】

#### 医療体制の課題

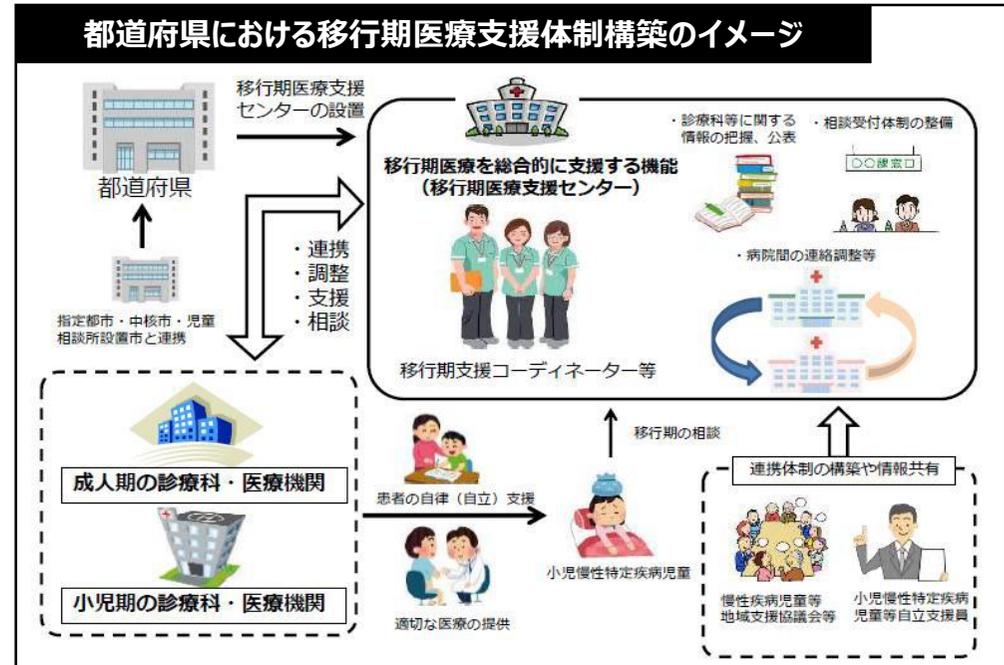
- 小児科と成人科の医療連携が不十分
- 成人期医師の小児慢性特定疾病の診療の経験・知識の習得の機会が乏しい
- 小児期発症慢性疾患をもつ患者を診療出来る医療機関の情報集約が必要

#### 自律自立支援の課題

- 小児期は医療の主体が家族にあり、成人期においても本人の意思決定が困難なことがあり、医療従事者への自律自立支援に関する啓発が必要

### 【移行期医療支援センターの設置】

- 平成31年4月 移行期医療支援センターの設置・運営開始（大阪母子医療センターへ事業委託）
- 小児期から成人期への移行期にある小児慢性疾患児童等への適切な医療の提供に関する課題を解消するため次の業務を実施
  - ・小児期及び成人期をそれぞれ担当する医療従事者間の連携など支援体制の整備に向けた取り組み
  - ・地域の実情に応じた研修会の実施
  - ・自身の疾病等の理解を深めるなどの自律自立支援の実施
  - ・患者・医療機関双方に向けた移行期医療に係る周知・啓発



## 大阪府移行期医療支援センターにおけるこれまでの取組み

取組み内容	成人科移行推進に向けた支援基盤を整備し、 有識者による支援方法の検討等の仕組みを形成 (R1～3)	医療機関・患者双方に向けた支援方法の 検討・充実・深化及び関係機関との連携推進 (R4～7)
支援センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>移行期医療支援センターを開設</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児期・成人期診療科の連携支援等コーディネート、府民相談等を開始。</li> </ul> </li> <li>● <b>移行期医療推進会議の設置</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者支援や医療機関連携のあり方等について検討・協議。</li> </ul> </li> <li>● <b>医療機関アンケート調査</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児科・成人科双方における患者受診状況や<b>移行困難要因等の現状を把握</b>。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>母子C内に相談支援窓口を設置</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対応事例集積・ノウハウ獲得を進め、医療機関に対する相談支援等コーディネート業務を充実・強化。</li> </ul> </li> <li>● <b>移行期医療推進会議の開催</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別疾患ごとの課題、支援策を整理。</li> <li>・障がい・疾患別の移行支援のあり方・連携のポイントをまとめた「<b>医療機関向け移行支援マニュアル</b>」を作成。</li> </ul> </li> <li>● <b>関係分野との連携</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医療・難病医療（成人）・障がい福祉等</li> </ul> </li> </ul>
医療体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>成人診療科との連携体制整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・症例検証等を通じた連携手法、医療機関支援等を検討。</li> </ul> </li> <li>● <b>医師等を対象としたシンポジウム開催</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行期医療の問題点や移行困難症例等について</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>小児科医・成人科医のネットワーク構築</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>懇話会・研修会</b>を通じ、疾患ごとのネットワークを構築。</li> <li>・連携可能な成人科医療機関の確保や具体的な移行支援手法の検討を行った。</li> </ul> </li> </ul>
自律自立支援体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>患者支援の実際・支援ポイント等の整理</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪版移行期医療・自律自立支援マニュアル」を作成。</li> </ul> </li> <li>● <b>研修会の開催</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援にあたる保健師等専門職を対象</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>研修会の開催</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児期早期からの自律自立支援の取組みとして、マニュアルを活用した研修会を保健所・政令中核市専門職等向けに開催し、スキルアップ・標準化等を図った。</li> </ul> </li> <li>● <b>看護による成人移行を考える懇話会の開催</b></li> </ul>
周知・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>ホームページ開設</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者・医療機関双方に向けた移行期医療に係る様々な情報を集約・発信</li> <li>・自律自立支援マニュアル、支援アセスメントシート等を公表</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>ホームページの充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組事例やノウハウ等を収集・発信。</li> <li>・連携成人科医療機関、専門医のリスト</li> <li>・府内医療機関の移行期医療支援情報</li> <li>・医療機関向けリーフレット</li> </ul> </li> </ul>

## 大阪府移行期医療支援センターの取組

### これまでの取組みから見えてきた課題

<会議・懇話会等における医療者からの意見より>

- ・小児科は患者の生活全体を診る総合診療である一方、**成人科では臓器別・疾患別診療が主流であり、他疾患を抱える患者への対応が困難。**
- ・成人科では小児期特有の疾患や医療的ケアに関する知識がなく不安に思うので、**患者の体調悪化等で入院が必要になった際の受入れ先が確保できていれば、地域医療においても安心して患者を受けることができるのではないか。**
- ・小児科と成人科のケアのスタイルの違いや、患者本人による意思決定が求められるなど、患者・家族側における不安や抵抗感が大きい。
- ・小児期の医療者においても、**成人期を見据えたケアや患者の自律・自立についての理解が必要**ではないか。

- 小児科と成人科では診療スタイル等の違いがあることなどから、移行推進にあたっては受入れ側が安心して患者を引き受けることができる急変時等の連携体制整備が必要。
- 医療者側、患者・家族側における自律・自立や成人科移行への理解促進のため、小児期早期から自律自立支援に向けた取り組みが必要。

今後、これまでに培った移行期支援のノウハウやツール等を活用しながら、各地域の状況に応じた連携体制についての検討・構築への支援を行うとともに、保健所等との連携による自律自立支援の取組促進、医療者側に向けた意識啓発等に取り組む。

### 普及・定着に向けた取組み (R8~)

#### 支援センターの運営

- コーディネート業務
- 移行期医療推進会議（プレーン機能）
- 地域における体制構築に向けた調査**

#### 医療体制整備

- 地域ごとの連携体制整備に向けた支援**
- 医師等を対象とした研修会の開催

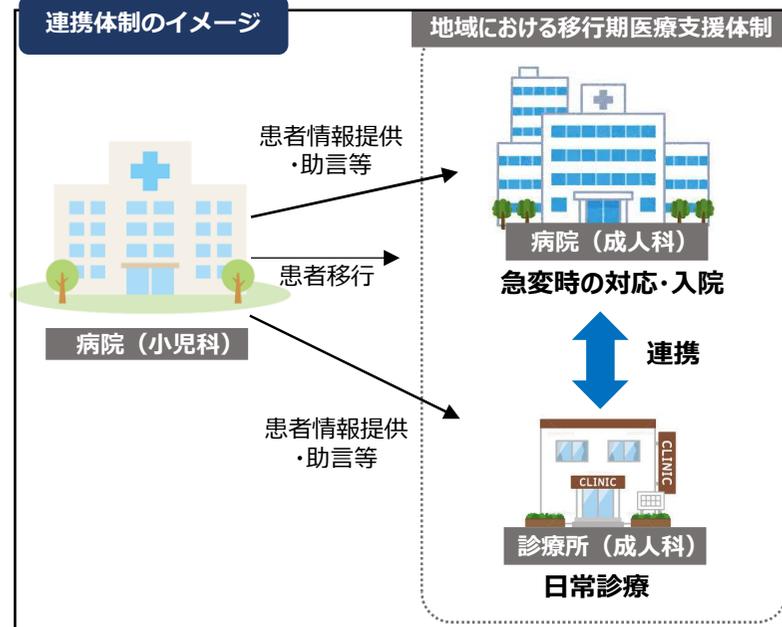
#### 自律自立支援体制整備

- 保健所等との連携促進による患者支援推進**
- 支援者となる医療従事者支援
- 専門看護師と協働**

#### 周知・啓発活動

- HPでの情報発信・紙媒体での広報
- 対面による啓発の機会の検討・開催**

### 連携体制のイメージ

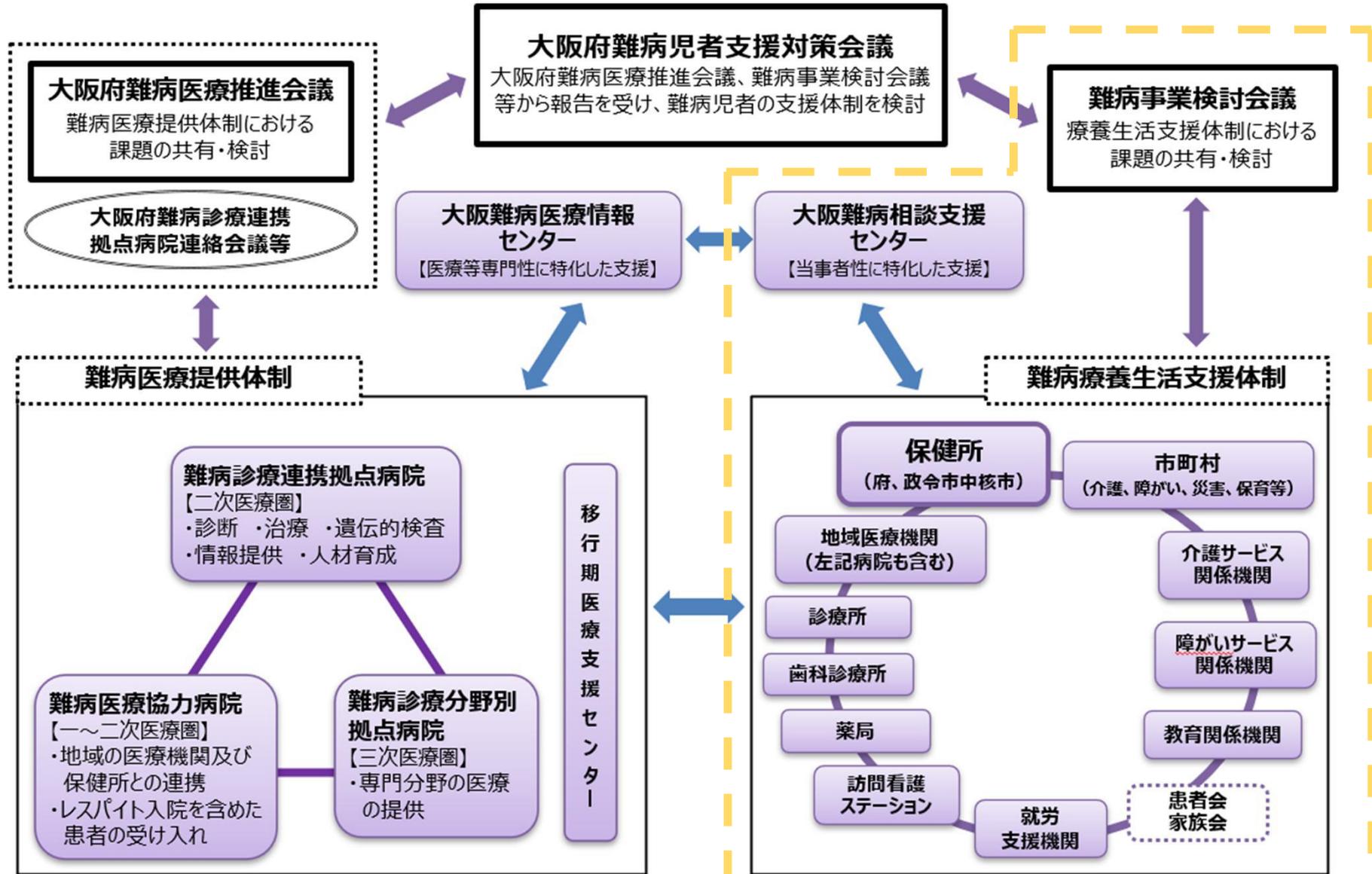


令和8年2月6日(金)  
令和7年度 大阪府難病児者支援対策会議

資料3-1

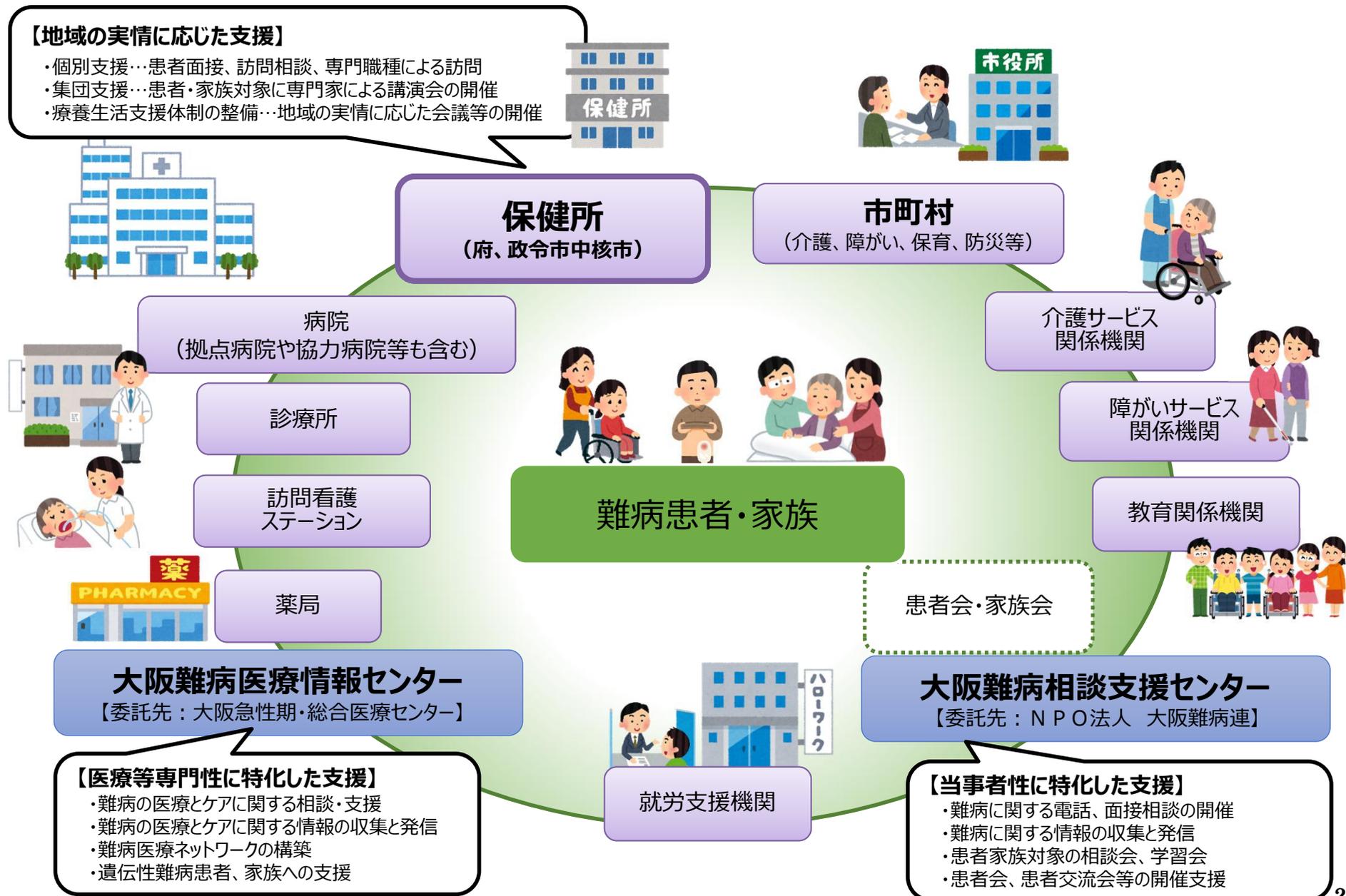
## 議題3 療養生活支援に係る取組について(難病)

# 大阪府における難病対策等の推進体制の体系図



\*療養生活支援体制については、地域の会議体系を示す。

# 難病事業(療養生活支援)の取組について



# 療養生活支援体制の取組について(1)

## 保健所の取組

- 1) 個別支援：患者面接、訪問相談、専門職種による訪問
- 2) 集団支援：学習会や交流会、就労相談会
- 3) 関係機関との会議：拠点病院等と連携したネットワーク会議
- 4) 人材育成：研修会・講演会  
(災害対策、神経筋難病患者支援、コミュニケーション機器等)
- 5) 難病に関する正しい知識の普及啓発：ロビー展示、ホームページ・SNSの活用など
- 6) 災害時の対応：企業・医療機関との電源確保の取組  
市町村との連携（要援護者名簿の情報共有、個別避難計画  
作成支援など）、避難訓練ほか

# 療養生活支援体制の取組について(2)

## 大阪府地域保健課 疾病対策・援護グループの取組

- 1) 難病事業検討会議開催
- 2) 保健所における災害時安否確認システムの運用 (令和6年6月～)
- 3) 「庁内難病患者モデル実習」実施
  - 難病患者を対象とした職場実習の機会を提供し、実習を受けた方が就労に向けた知識を習得し、技能を高め、一般就労を目指す
- 4) 府内全域を対象に民間企業と連携した非常用電源確保に係る取組 (令和7年度～)
  - 大阪府内で災害時による停電が発生した場合、人工呼吸器等の高度医療機器を使用する難病児者等に対して、医療機器のバッテリーや蓄電池等への充電を行うことができるよう民間企業と連携
- 5) 難病患者ひなんサポーター育成事業 (令和7年度～)
  - 発災時、在宅人工呼吸器装着難病患者の避難の際の荷物運びや医療機器バッテリーへの充電支援などを行う難病患者ひなんサポーター (ボランティア) を育成する研修会等を実施
- 6) 研修会開催

# ダイハツ工業(株)及び大阪ダイハツ販売(株)との非常用電源確保の取組

## 連携内容について

### ➤ 災害時の電源供給に関する協力

大阪府内で災害時による停電が発生した場合に、生命維持のために電源供給の欠かすことのできない人工呼吸器等の高度医療機器を使用されている要援護難病児者・慢性疾患児に対して、医療機器のバッテリーや蓄電池等への充電のため、ダイハツ工業関連施設及び大阪ダイハツ販売各店舗において、建物又は車両からの電源供給に御協力をいただく。



## <電源供給のイメージ>



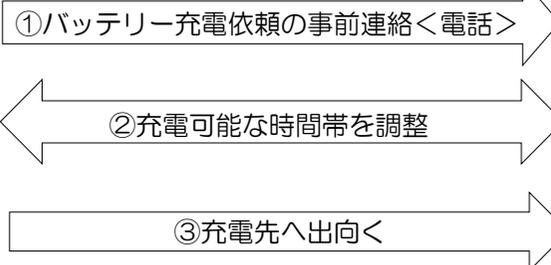
人工呼吸器等使用  
難病児者・慢性疾患児



家族・支援者



対象者の証明として  
シールを貼ります

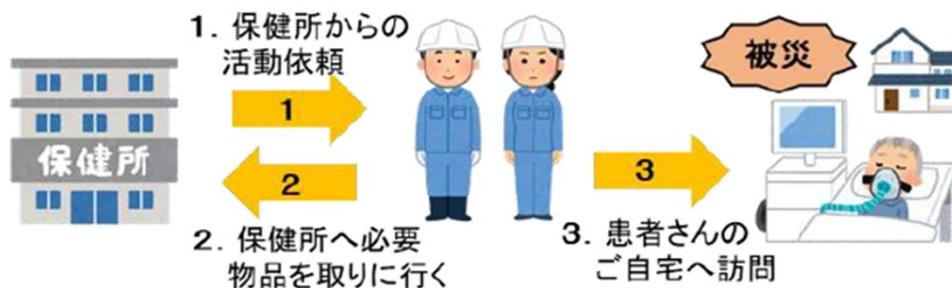


- ダイハツ工業株式会社関連施設 (2か所)
- 大阪ダイハツ販売各店舗 (店舗26、U-CAR6、本社1、計33か所)

## 【概要】

発生時に在宅人工呼吸器装着難病患者は移動が困難であることに加え、身体的にリスクがあることから在宅避難をされている。とくに、中・長期の在宅避難となる場合、保健所等の支援機関は難病患者の自宅等への避難が十分にサポートできない場合もあると予測される。そこで、府内学生を、難病患者ひなんサポーターとして育成することにより、地域共助による在宅避難における支援体制の一層の強化を図る。

## サポーター活動の流れ



## 活動内容

- ・ 患者さんのご自宅へ状況確認
- ・ 避難の際の荷物運び
- ・ 移動車への乗り入れの補助
- ・ 医療機器バッテリーの充電支援
- ・ 必要物資の配達 等

※ボランティア活動保険に加入いただきます。(保険料は大阪府が負担)



## 【実績】

### 《研修会》

- 第1回 令和7年 8月2日(土)
- 第2回 令和7年11月15日(土)

### 《研修内容》

- ・ 大阪府の難病患者の現況と被害想定による被害の特徴
- ・ 今後想定される災害と求められる防災対策
- ・ 難病を患う人の生活 など

### 《登録者数》

サポーター登録 64名

研修会の様子



# 大阪難病相談支援センターについて

(R3年4月～大阪府こころの健康総合センターに移転)

## 設置目的

難病患者・家族の療養上、生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに電話や面談等による相談、患者会等の交流促進、就労支援等、難病患者のもつ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談支援が行えるよう、活動拠点となる「大阪難病相談支援センター」を整備し、地域における難病患者支援対策を一層推進する

## 設置根拠

「難病の患者に対する医療等に関する法律」第28条、第29条  
療養生活環境整備事業実施要綱 第2

## センターの概要

- ◆設置年度：平成16年
- ◆運営形態：業務委託（NPO法人大阪難病連）
- ◆業務時間：月～金曜日 10時～17時
- ◆設置場所：大阪市住吉区万代東3-1-46  
大阪府こころの健康総合センター 3階
- ◆面積：約624.8㎡（相談室、研修室等）

## 業務内容

### I センター事業

- (1)各種相談支援  
(日 時) 毎週月曜日から金曜日の午前10時～午後4時半  
(場 所) 大阪難病相談支援センター内
- (2)講演・研修会の開催  
(日 時) 通年  
(会 場) 府内各所  
(内 容) ア 学習講演会等の開催  
イ 疾患別学習会の開催

### (3)地域交流会等の自主活動に対する支援

- (内 容) ア. 難病患者の自主的な活動支援  
イ. ボランティアの育成

### (4)普及啓発事業

- (内 容) ア. センターニュースの発行  
イ. センターホームページによる情報発信  
ウ. 難病啓発事業の開催

### (5)就労支援事業

- (日 時) 毎月第2、4金曜日の午前10時～午後4時(予約制)  
(場 所) 大阪難病相談支援センター内  
(内 容) 難病患者が継続的に就労することができるよう、難病患者就職サポーターを招き相談及び面接等を実施するとともに各種情報の提供

### (6)ピア・サポート事業

- ピア・サポーターを養成し、活動を支援すること。必要時、ピア・サポーターと協力して相談支援を行う

### (7)企画会議の実施

- センター事業の実施状況等に関し、月に1回大阪府と運営会議実施

### II 大阪府小児慢性特定疾病児童ピアカウンセリング等事業

#### (1)ピアカウンセリングの実施

小児慢性特定疾病児童等の養育経験者が、日常生活や学校生活を送る上での相談や助言を行い、小児児童等の家族の不安の解消を図る

#### (2)その他

上記業務に付随するカウンセラーの育成や相談事例の取りまとめ、連絡調整等

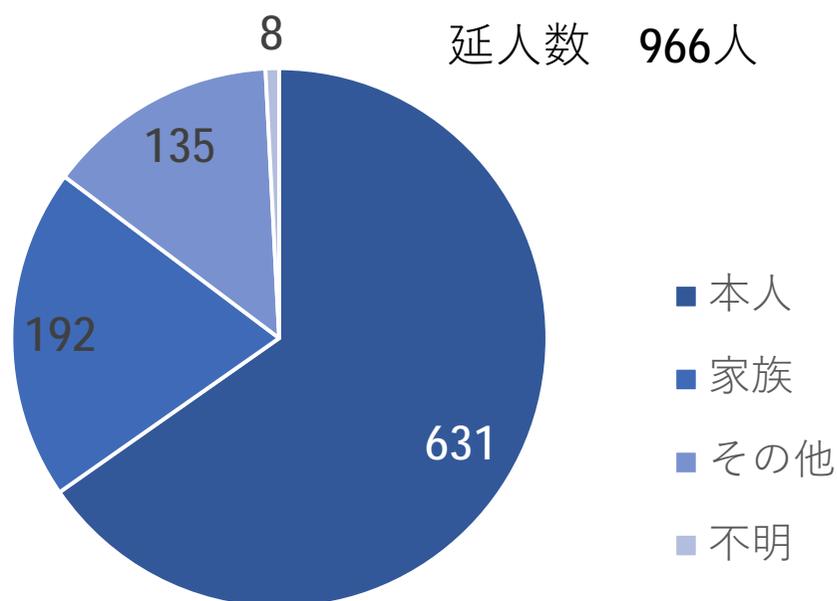
# 療養生活支援体制の取組について(3-①)

## 大阪難病相談支援センターの取組①

令和6年度実績

	面接	電話	メール	合計
実人数	33	530	25	588
延人数	36	934	32	1,002

### 【相談者内訳】



### 【相談内容(重複あり)】

医療	161
医療費助成	317
就労	116
福祉	88
生活	36
患者会等	75
就学	4
その他	424

# 療養生活支援体制の取組について(3 - ②)

## 大阪難病相談支援センターの取組②

R7年度事業実績見込

### 1) 就労支援

- 相談員及びハローワークの難病患者就職サポーターによる個別相談を実施（月に2回）

### 2) ピアサポート事業

- 難病患者と子ども難病患者のためのピアサポート学習会
- 難病サロン（毎月1回開催）
- 大阪府下の各患者会の連携

### 3) 小児慢性特定疾病児童等ピアカウンセリング事業

- 小児慢性特定疾患児童等に対するピアカウンセリング電話または面接相談
- 小児難病患者家族交流会

### 4) 大阪府、難病医療情報センターとの連携強化

- 相談支援センター運営に係る企画会議を実施
- 3者会議において、相談事例等の情報交換

### 5) その他

- 福祉講演会や各種学習会等の実施
- メールマガジンの配信（令和4年10月創刊、月1回配信）
- 疾患別にテーマを絞った学習・医療講演会や医療相談会を実施

# 難病事業検討会議について

【開催日時】	令和7年9月25日（木）15時～17時30分
【参加者】	政令中核市保健所、府管保健所
【オブザーバー】	大阪難病相談支援センター、大阪難病医療情報センター

## 意見交換の内容

- 災害関連
  - ・停電時の電源確保の取組について  
補助金を活用し、保健所管内の「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」に蓄電池を設置し、蓄電池の貸出運用について保健所でマニュアルを整備している  
市と包括協定を締結した民間事業所と連携し、停電時の難病患者等の非常用電源確保を行った
  - ・避難訓練について  
平時にできないことは、発災時にすることができないため、平時から机上訓練なども通して様々な条件下でも安全に避難できるよう確実性を高めることが必要  
普段から地域で支援の輪を広げる関わりが必要
  - ・個別避難計画策定に向けた取組について  
個別避難計画策定に向けた伴走支援として障がい福祉や高齢介護と話し合いの場をもち、避難訓練もあわせて行いながら進めている  
障がい福祉担当部署以外に危機管理部門にも働きかけを行う等の調整を図っている
- 就労関連
  - 難病診療連携拠点病院、障害者・就業生活支援センター、ハローワーク、保健所と難病患者就労相談会を連携して行うことで、関係機関同士顔の見える関係づくりができた  
相談をうけて、相談先があるということを知って安心できたという意見があった  
就労相談会以外にも個別の就労相談の際、関係機関に直接つなぐことができるようになった

# 大阪府の難病対策方針 <第8次医療計画>

## (1) 難病医療提供体制の連携の強化・充実

- 国が示す難病医療提供体制の方向性を踏まえつつ、難病患者が早期に診断・適切な治療を継続して受けることができるよう、府の難病患者の実情や課題の共有を図るための拠点病院等による病院連絡会議を開催します。

## (2) 難病療養生活支援体制のネットワークの整備・強化

- 患者がもつ医療・福祉・就労・教育等多様な支援ニーズに的確に対応するため、就労相談の実施及び、地域関係機関が連携して支援できるよう、療養生活支援体制に関する会議を開催します。

## (3) 患者支援に携わる人材の育成と資質向上の推進

- 難病患者等に必要に応じた適切な支援を受けていただくため、支援に携わる多様な職種に対応した研修の機会を確保します。

## (4) 難病に関する正しい知識の普及啓発の推進

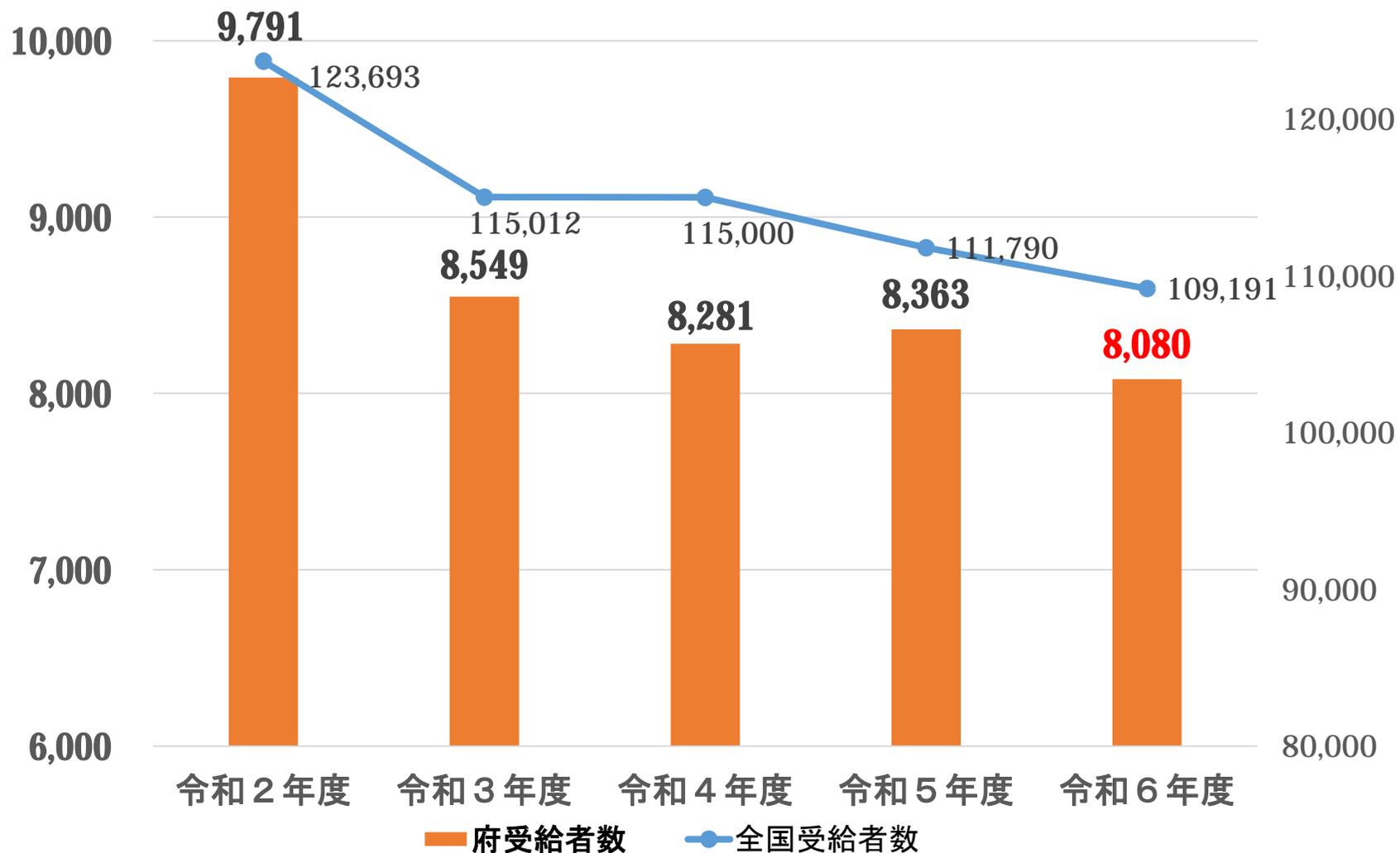
- 難病について正しく理解する府民が増加し、難病患者が暮らしやすい環境を作るため、大阪難病相談支援センター等による府民への講演会を実施します。
- 難病医療や療養生活に関する情報や制度等について、難病ポータルサイト等を通じてわかりやすい情報発信を行うとともに、難病ポータルサイト等情報発信元の普及についても充実を図ります。

### 議題3 療養生活支援に係る取組について (小児慢性特定疾病)

大阪府 健康医療部 保健医療室  
地域保健課 母子グループ

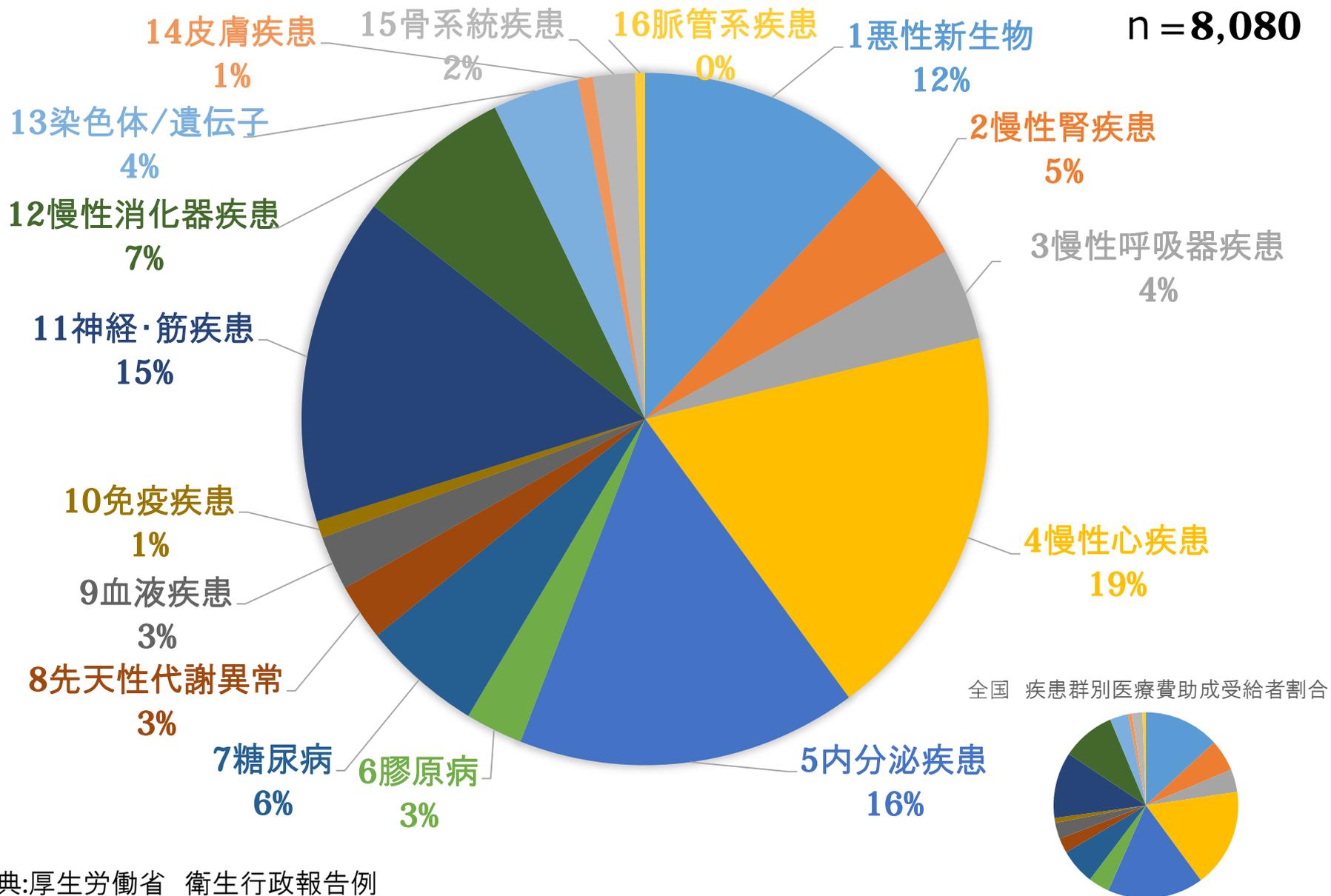
# 小児慢性特定疾病児医療費助成受給者数の推移

助成制度) 都道府県・政令中核市・児童相談所設置市が、小児慢性特定疾病にかかっている児童等であって、当該疾病の程度が一定程度以上である者の保護者に対し、申請に基づき、医療に要する費用を支給  
対象年齢) 18歳未満 (継続治療が必要なものは、20歳の誕生日の前日まで延長可能)  
対象疾患) 16疾患群 801疾病 (令和7年4月～13疾病追加)



出典:厚生労働省 衛生行政報告例

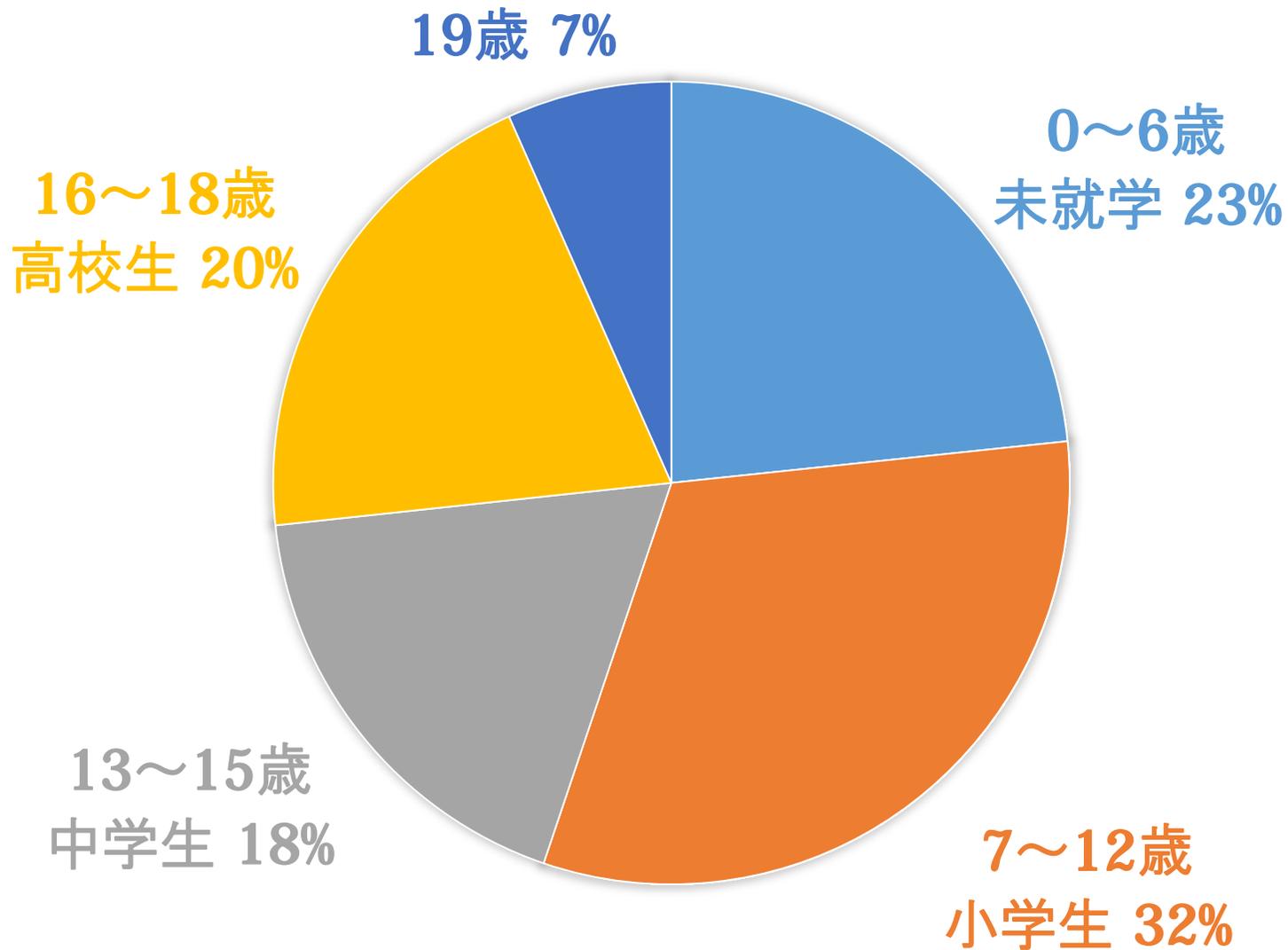
# 令和6年度 大阪府 小児慢性特定疾病児医療費助成受給者 疾患群別割合



出典:厚生労働省 衛生行政報告例

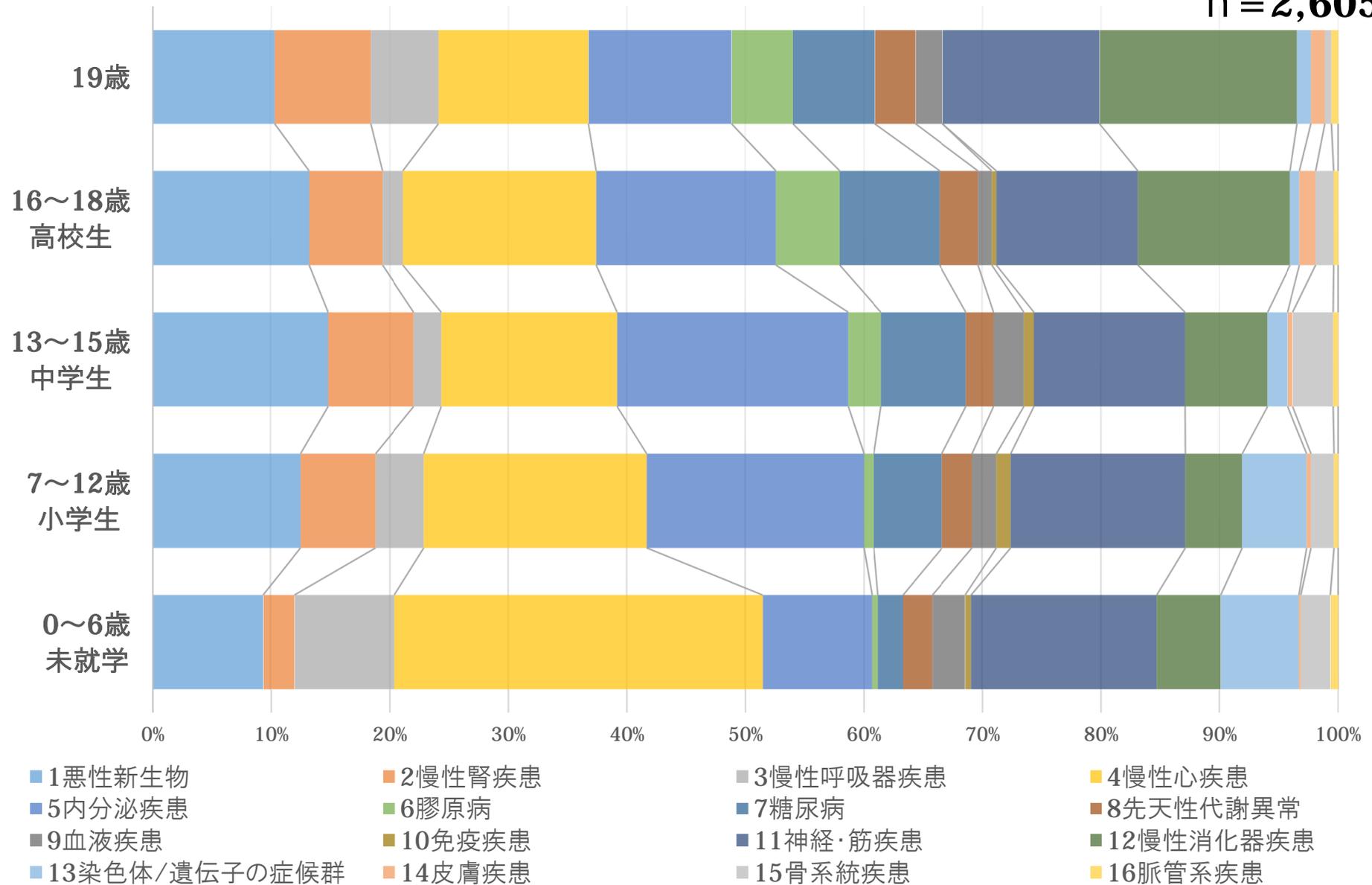
# 令和6年度 大阪府保健所（政令・中核市を除く） 年齢別 医療費助成受給者割合

n = 2,605



# 令和6年度 大阪府保健所（政令・中核市を除く） 年齢別・疾患群別 医療費助成受給者割合

n = 2,605



# 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

- 幼少期から慢性的な疾病に罹患していることにより、自立に困難を伴う児童等について、地域支援の充実により自立促進を図るため、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市において、自立支援事業を実施。
- 医療費助成とともに児童福祉法に規定されており、義務的経費として国が事業費の半額を負担している。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市  
 【国庫負担率】 1 / 2 (都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市 1 / 2)  
 【根拠条文】 児童福祉法第19条の22、第53条  
 【予算額】 令和6年度予算額：923百万円

## ＜必須事業＞ (第19条の22第1項)

### 相談支援事業



＜相談支援例＞  
 ・自立に向けた相談支援  
 ・療育相談指導  
 ・巡回相談  
 ・ピアカウンセリング 等

### 小児慢性特定疾病児童等自立支援員



＜支援例＞  
 ・関係機関との連絡・調整及び利用者との橋渡し  
 ・患児個人に対し、地域における各種支援策の活用の提案 等

## ＜努力義務事業＞ (第19条の22第2項及び第3項)

### 実態把握事業



ex  
 ・地域のニーズ把握・課題分析  
 【第19条の22第2項】

### 療養生活支援事業



ex  
 ・レスパイト  
 【第19条の22第3項第1号】

### 相互交流支援事業



ex  
 ・患児同士の交流  
 ・ワークショップの開催 等  
 【第19条の22第3項第2号】

### 就職支援事業



ex  
 ・職場体験  
 ・就労相談会 等  
 【第19条の22第3項第3号】

### 介護者支援事業



ex  
 ・通院の付き添い支援  
 ・患児のきょうだいへの支援 等  
 【第19条の22第3項第4号】

### その他の自立支援事業



ex  
 ・学習支援  
 ・身体づくり支援 等  
 【第19条の22第3項第5号】

## ＜小児慢性特定疾病要支援者証明事業＞ (第19条の22第4項)

・小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者に対し「登録者証」を交付し、小児慢性特定疾病にかかっている児童等が小児慢性特定疾病にかかっている事実等を証明する。

# 大阪府保健所における取り組み

## 《個別支援》

- ・小児慢性特定疾病医療の申請時の面接、電話や家庭訪問等による**保護者の相談**への対応、**自律自立支援**、**就労相談**など
- ・専門職による**療育相談**や家庭訪問等による療育に関する助言
- ・保育所・学校等、支援者からの相談への対応や助言

## 《集団支援》

- ・学習会・交流会（病気を持つ**児と保護者同士の交流**）

## 《災害時の対応》

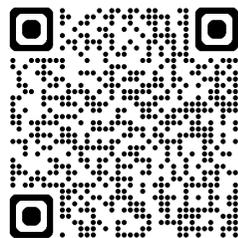
- ・平時からの備えに関する支援
- ・市町村、関係機関との災害時支援策の連携

## 《情報提供》

- ・患者会や**ピアカウンセリング**の紹介

# ピアカウンセリング事業について

- 平成**20**年度～  
N P O 法人大阪難病連に委託
- 慢性疾患児本人やその家族等の方を対象に、療養や生活での悩み、不安等の軽減を図ることを目的に、ピアカウンセラーによる電話・面接相談を実施
- 難病を持っている方、難病児を育てた経験のある方、難病の家族がいる方が、ピアカウンセラーとして相談を受けています



<http://osaka.a.la9.jp/>

◆ 大阪難病相談支援センター事業 ◆

なんびょう まんせいしつかんとう  
子どもの難病や慢性疾患等で  
困ったり悩んだりしていませんか？

0歳から20歳未満の方で、難病をかかえて、悩みごとはありませんか？  
ふだんの生活のこと、まわりの人たちのこと、自分のこと。  
あるいは当人のご家族からのご相談。  
難病の子どもを育てた経験のある人や、自身が難病患者である人たちが、  
お悩みやお話を聴かせていただきます。  
ピアカウンセリングの「ピア」とは、  
同じ境遇の仲間、同じ経験のある人、同じ立場という意味です。  
お話することで、すこし楽になるかもしれません。  
もし今、気になることがあったら、お電話ください。

小児慢性稀発疾患等ピアカウンセリング

**06-6809-3869**

【相談時間】 月・水・金曜日 午前10時～午後3時（祝日及び年末年始休み）  
※対応での相談をご希望なら前もって電話で予約をお願いします。  
【相談場所】 大阪難病相談支援センター大阪市住吉区万代東3-1-46  
大阪府こころの健康総合センター3F  
【交通アクセス】 ■大阪シティバス「あべの橋」停留所（5、6番乗り場）から  
「府立総合医療センター」下車 徒歩1分  
■阪堺電気軌道上町線「常盤山四丁目」駅下車 徒歩約7分

★ピアカウンセリング事業ホームページURL <http://osaka.a.la9.jp/>  
★この相談事業は、大阪府がNPO 法人大阪難病連に委託して実施しています。  
★事業に関するお問い合わせ先：大阪府健康部生活保健課長 橋本 誠 電話グループ TEL06-6944-6711